

(案)

H29. 12. 20 運営協議会資料

国民健康保険広域化等に関する条例改正等について（答申）

本協議会は、平成29年10月17日に市長から標記の件について諮問を受け、4回の協議会を開催し、審議を行った。

審議においては、国民健康保険制度の広域化による改正内容を確認するとともに、昭島市の国民健康保険制度の現状や課題、今後の見通しについて検証を行い、総合的な検討に努めたところである。今般、本協議会の審議内容がまとまったので、下記のとおり答申する。

記

国民健康保険税は国民健康保険制度の基本となる収入であり、昭島市においては、本協議会の答申に基づき、これまで2年ごとに見直しを行い、税率を改定している経過がある。本年がその見直しの時期に該当しているが、同時に、国民健康保険制度の広域化という、制度始まって以来、最も大きな制度改正時期にもあたっている。また、この制度改正にあっては、一般会計からの赤字繰入金の解消も基本方針の一つとして位置付けられている。

保険税率の改定は、被保険者を中心として、市民生活に多大な影響を及ぼすものである。そのため、広域化に伴う改正の内容、特に東京都から示されることとなる標準税率及び納付金の額、国民健康保険事業運営基金の残額を含めた現状の運営状況、更には、市民生活の実態やその他の福祉制度の現状など、様々な要因をしっかりと捉え、総合的に検討する必要がある。

しかしながら、現在、東京都から示されている標準税率及び納付金の額は、仮係数に基づくものであり、確定数値が示されることとなる時期は、年度内ということ以外明らかとなっていない。税率の見直しに関する、こうした重要事項が未確定のまま改定を行うことは、昭島市の国民健康保険制度の運営において、大きな混乱を招くことが強く懸念をされる。

昭島市の国民健康保険に係る財政運営は、一般会計からの赤字繰入金により収支の均衡を保つ状況にあり、計画的な赤字解消は制度の安定的な運営を確保していく上で、避けて通ることのできない大変重要な課題である。しかしながら、こうした状況の解消は、長期的な視点に立ち、市民生活に及ぼす影響をできる限り避け、計画的かつ着実に取り組んでいくことが重要であると考える。

こうしたことから、引き続き計画的な赤字繰入解消の取組に努めることを前提として、今回は、現在の税率を維持し、前年度と同額とすることが望ましいと判断をした。

なお、昭島市が独自に実施している子育て世帯への保険税負担軽減措置については、今回の制度改正には、法定制度として盛り込まれることはなかった。したがって、子育て世帯を応援する本市独自の軽減措置として、平成30年度及び平成31年度の2年間にあっては、継続実施を図りたい。

また、現在、国において税制改正の検討が進められているが、その中では、法定賦課限度額と法定軽減の基準額の見直しが項目として取り上げられている。現状、昭島市の保険税賦課限度額は法定値と一致しており、法定軽減の基準額の見直しと併せ、引き続き適切な対応を図りたい。

更には、広域化に伴う事務処理の変更に適切に対応するとともに、今回の広域化の利点を生かした事務事業にも積極的に取り組まれない。

最後となるが、今後、2年ごとの定期的な見直しを継続する中で、将来に向けて制度の安定的な運営を確保するとともに、長期的な視点に立ち、激変緩和措置に取り組むなど、市民生活に及ぼす影響に最大限配慮した、一般会計からの赤字繰入金金の計画的な解消について検討を図りたい。また、今回改定を見送ったことから、平成30年度においては、運営状況を精査し、必要に応じ、見直しを視野に入れた検討にも取り組まれない。

以上、次のとおり付帯意見を付し、答申する。

- 1 昭島市の保険税収納率については、近年向上を続けており、評価するところであるが、保険税負担の公平性と安定的な制度運営を確保するため、更なる収納率の向上に努められたい。
- 2 保険者として、より効果的な保健事業の実施、検討は重要な役割であり、さらに積極的に取り組まれない。併せて、医療費適正化に向けた取り組みの推進にも努められたい。